

広域大学知的財産アドバイザー採用基準

平成24年3月
社団法人 発明協会

知的財産管理体制の構築を支援する専門家（以下「広域大学知的財産アドバイザー」という。）を広域ネットワークに派遣することを通じて、地域または技術分野等の特徴を踏まえた広域ネットワークとしての知的財産に関する課題解決のための支援、参加する大学等の知的財産管理体制構築・運用の支援をすることにより、知的財産を核とする産学官連携の基礎を築き、我が国のイノベーション創出に資するという「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」（以下「本事業」という。）の目的に鑑み、広域大学知的財産アドバイザーに求める採用基準を以下に定める。

〔採用基準〕

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、広域ネットワークのニーズに適した人材を採用する。

1. 必須要件

- ① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門（以下「知財管理部門等」という。）における十分な実務経験を有すること。
- ② 知財管理部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当する役職）に携わった経験を有し、知財管理部門等における人材育成能力を備えていること。
- ③ 大学の状況及びニーズに応じて、知的財産管理体制構築のプランニングができること。

2. 任意要件

- ① 大学の知的財産管理部門での業務経験を有する。
- ② 企業等において、大学との間での共同研究・委託研究の推進等、産学連携についての実務経験を有する（特に美術・デザイン系分野での経験を有することが望ましい。）。
- ③ 複数企業又は複数大学による共同研究開発プロジェクト等において、知的財産活動に関するマネジメント経験を有する。
- ④ 大学における知的財産管理部門の構築支援についての情熱と、大学の組織に柔軟に対応できるメンタリティを備えている。